

学校外における学修等の単位認定

制 度	根 拠 規 定	制 度 の 概 要
① 海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第61条の2	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（30単位まで）
② 学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第63条の3	他の高等学校において一部の科目の単位の修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
③ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第63条の4第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
④ 技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第63条の4第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の合格に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
⑤ ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第63条の4第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修を一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
⑥ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第63条の6第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦ 別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第63条の6第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧ 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第45条の2 学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において一部の職業教科の履修を受けることのできる制度（卒業に必要な単位数の2分の1以内）
⑨ 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第9条	通信制の課程の一部の生徒が自校の定時制課程、他の通信制課程の併修による単位認定を受けることができる制度